

## 小林市企業立地促進条例の一部を改正する条例

小林市企業立地促進条例（平成 21 年小林市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「農畜産物生産加工施設」を「農畜産物等加工施設」に改め、同条第 6 号中「農畜産物生産加工施設」を「農畜産物等加工施設」に、「農畜産物の生産及び加工」を「農畜産物等の加工」に改め、同条第 12 号を次のように改める。

- (12) 新規雇用従業員 企業が設置した工場等の操業開始に伴い、新たに雇用された者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する者をいう。）で、当該工場等の操業開始の日前後 1 年以内に雇用され、かつ、継続して雇用されているものをいう。

第 3 条第 1 項各号を次のように改める。

- (1) 固定資産税の課税免除
- (2) 企業立地助成金の交付

第 3 条第 2 項中「別表に掲げる」の次に「要件を備える」を加え、「2 以上」を「複数」に改める。

第 4 条第 3 項中「操業開始までの経過を、規則で定めるところにより」を「操業を開始したときは、その経過を」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条、第4条関係）

奨励措置の種類及び要件	奨励措置の内容
<p>1 固定資産税の課税免除</p> <p>(1) 工場等の設置に係る投下固定資産総額が2,000万円以上であり、かつ、新規雇用従業員数が5人以上であること。</p> <p>(2) 前号の投下固定資産のうち土地にあつては、当該土地を取得した日から3年以内に当該土地を敷地とする工場等の建設の着手があつたものに限る。</p>	<p>操業を開始した指定工場等において、左欄の要件を満たした場合、その翌年度から3年度に限り、地方税法第6条第1項の規定により、当該指定工場等の設置に係る固定資産税の課税を免除する。</p>
<p>2 企業立地助成金の交付</p> <p>工場等の設置に係る投下固定資産総額が2,000万円以上であり、かつ、市内に住所を有する新規雇用従業員数が5人以上であること。</p>	<p>指定工場等の操業開始の日から1年を経過した日において、左欄の要件を継続して満たす場合、次の各号に定める額を交付する。その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を交付する。なお、交付限度額は1億円とし、そのうち第2号及び第3号の交付限度額の合計は3,000万円とする。</p> <p>(1) 雇用促進に対する助成 市内に住所を有する新規雇用従業員数に1人当たり20万円を乗じて得た額を1回に限り交付する。なお、新規雇用従業員が短時間従業員の場合は、1人当たり10万円とする。この場合における、短時間従業員とは、1週間の労働時間が、当該工場等の一般従業員の所定労働時間より短い契約内容によって雇用されるものをいう。</p> <p>(2) 設備投資の助成 指定工場等が操業を開始した日の属する年度の翌年度に課すこととなる当該指定工場等の設置に係る固定資産税相当額に2を乗じて得た額を1回に限り交付する。</p> <p>(3) 賃借料の助成 工場等の用に供するため、土地又は空き施設を賃借（賃貸借契約を締結しているものに限る。）するのに支払う1月当たりの賃借経費（30万円を限度とする。）の12月分を3年度に限り交付する。この場合における賃借経費については、敷金・権利金・保証金その他これに類する経費は除く。また、他の賃借料助成制度を利用していない場合に限る。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の小林市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に第 4 条の規定により工場等の指定を受けた企業について適用し、施行日前に指定を受けた企業については、なお従前の例による。